

令和4年3月1日
杉 並 区

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」 の適用による予定価格の設定について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表し、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」と比べて、国においては約2.5%、東京都においては約1.9%の上昇となりました。

また、国では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられたことも踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用を、各自治体に対し要請しています。

杉並区においては、国の要請を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を反映することとし、新労務単価を反映して予定価格を設定した工事案件については、公表時にその旨を明示します。また、公表後に新労務単価を適用して予定価格を修正したものについては、指名通知、資格確認結果通知又は見積依頼通知でその旨をお知らせします。

なお、予定価格を修正しない場合は、特例措置で対応することとしますので、その詳細については、「『令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価』の運用に係る特例措置について」をご参照ください。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

総務部経理課契約担当
電話 03-5307-0612